

業務委託契約書

委託者 鳥取県国民健康保険団体連合会(以下「甲」という。)と受託者 (落札者)(以下「乙」という。)は「空調機器更新業務」(以下「本業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲の委託により、「空調機器更新業務 調達仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき請負契約として本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(納入場所)

第2条 本業務履行場所及び納入場所は、次のとおりとする。

鳥取県鳥取市立川町6丁目176

鳥取県国民健康保険団体連合会又は甲の指定する場所

(履行期間)

第3条 履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額等)

第4条 契約金額は、金 X, XXX, XXX 円(内消費税等 XXX, XXX 円)とする。

(契約保証金)

第5条 甲と乙の間において、この契約に係る契約保証金の授受は行わない。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 甲及び乙は、契約相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは引受けさせ、又は担保に供してはならない。

(監修)

第7条 この契約に基づく第1条の乙の義務は、甲の指導、助言を得て履行されるものである。

(秘密保持義務)

第8条 乙は、本業務を行うため個人情報を取り扱うことが生じた場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また「鳥取県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「鳥取県国民健康保険団体連合会情報セキュリティ管理規則」に基づき個人情報を取り扱うことに同意するものとする。

2 乙は、本業務に関する機密情報の保持について、別記2「機密情報特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生じる債務の履行を第三者に委託してはならない。ただし事前に甲より書面による承諾を得ている場合は、その一部を再委託することができる。

2 乙は、第三者への委託を申請する場合は、原則、再委託を開始する14日前までに次の各号に記載する情報を記載した資料を添えて、再委託申請書によって甲に通知しなければならない。また、既に承諾を受けている再委託の内容を変更する場合も同様とする。

(1) 当該委託先の名称、住所

- (2) 再委託を行う業務の内容、範囲
 - (3) 再委託を行う必要性、合理的な理由
 - (4) その他甲が要求する資料
- 3 甲が前項の通知を受領した後、甲から7日以内に具体的理由を明記した書面による承諾拒否の通知がない場合、甲は当該再委託を承諾したものとみなす。
- 4 乙は当該委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するものと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 5 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

(必要資料等の貸し出し)

- 第10条 甲は、本業務の遂行に必要となる資料、データ等(以下「貸出データ等」という。)を乙に貸し出すものとする。
- 2 貸出データ等の所有権は甲に帰属する。乙は、本契約に定める条項を順守し、善良なる管理者の注意義務をもって貸出データ等を取り扱い、本業務の遂行以外の用途に使用してはならない。
- 3 乙は、甲の指示によるものを除き、貸出データ等を複写又は複製してはならない。
- 4 乙は、本業務が中止若しくは中断されたとき、又は甲からの請求があったときは、直ちにすべての貸出データ等を、そのすべての写しとともに甲に引き渡すものとする。乙は、貸出データ等のうち、乙の所有する記録媒体等に記録したものがある場合は、再読不能な状態に消去しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第11条 乙は事故等の発生により契約の履行に支障を生じ、又は生ずる恐れがあると認められるときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- 2 前項により障害が発生した場合は、早急に修復復元措置を、乙の責任のもとに実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

(調査の実施等)

- 第12条 甲は、必要があるときは、本契約上の義務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 前項の規定による調査の結果について、甲が更なる調査が必要であると認める場合、甲は、乙の業務中に、本業務の履行場所又は乙の事務所に立ち入り、乙の業務の履行状況について調査し、乙の処理状況を監督することができる。なお、この規定は、前項に定める調査を行ことなく、直ちに立ち入り調査を行うことを妨げるものではない。
- 3 前項の規定により、乙の事務所に立ち入り調査を行う場合、甲は、乙の事務所管理者の指示に従い、業務に支障をきたさないよう十分に留意しなければならない。

(監督)

- 第13条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(事情変更)

- 第14条 甲は、自己の都合により本業務を一時中止し、又は本業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲は、必要がある場合には、乙と協議して本業務の内容を変更することができる。
- 3 甲、乙は、この契約の締結後に、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められた場合には、協議してこの契約を変更することができる。

4 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第15条 乙は、本業務を完了し、仕様書に定める作業をすべて終え、またすべての成果物(以下「納入物件」という。)の納品が完了し、本業務を完了する場合は甲に通知し、甲の指定する検査職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前項により乙から通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内に検査を行わなければならぬ。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって本業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受けなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は乙の負担とする。

(所有権の移転)

第16条 本業務に付隨して物品を納入する必要がある場合、その物品の所有権は、乙が当該物品を甲に引き渡したときに移転するものとする。

2 前項の所有権移転前に生じた物品の亡失、毀損等は、すべて乙の負担とする。ただし、それが甲の重大な過失に基づくときは、この限りではない。

(契約完了後における説明等)

第17条 乙は、第15条第1項の規定により納入した納入物件に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、この契約の完了後12ヶ月以内は、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 乙は、納入物件が契約又は仕様書の種類、品質、数量などの内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合において、検査合格の日から1年以内に乙に通知したときは、その契約不適合について責任を負うものとする。

2 前項の規定に関わらず、保証書又は別に締結した保守契約等で前項の期間を超える期間、乙が責任を負う定めのあるものについてはその期間によるものとする。

3 前2項の場合において、甲は、相当の期間を定めて乙に無償で補正を求めることができ、乙は、甲から求めがあつたときは、甲から承認を受けた補正内容で乙の負担と責任において、速やかに補正を行わなければならない。

4 甲は、契約不適合の補正に代え、又は補正とともに契約金額の減額又は相応の賠償を請求することができる。

第19条 削除

(契約金額の請求及び支払)

第20条 乙は、第15条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により、乙から正当な請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に支払わなければならない。

3 原則として請求にかかる費用の負担は乙に、支払いにかかる費用の負担は甲に帰属する。

(遅延利息)

第21条 甲が、自己の責に帰すべき理由により、約定期間に内に支払を完了しない場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、未払金額に対し本契約締結時点における「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)」に定める遅延利息の率を乗じた支払延滞利息を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙に対し本契約を解約しようとする日の90日前までに書面による通知をすることにより任意に本契約を解除することができるものとする。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し、なんらかの通知をせず直ちに本契約の全部、又は一部を解除できるものとする。
- (1) 手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、若しくは仮処分があつたとき、又は競売の申立てがあつたとき。
 - (3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始、又は再生手続開始の申立てがあつたとき。
 - (4) 解散、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (5) 本契約の条項のいずれかに違反し、当該違反に関する甲からの書面による催告を受領した後、一ヵ月以内にこれを是正しないとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (7) 次の掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 役員等(役員若しくは代表者又は経営に事実上参加しているものをいい、非常勤のものを含む。以下同じ。)とすることその他経営に関与させること。
 - イ 雇用すること。
 - ウ 代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 問題の解決等のために使用すること。
 - カ 役員等が密接な交際をすること。
 - キ 物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等(次号において「下請等」という。)をさせること。
 - (8) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら前号アからカまでに掲げる行為を行った者に対して下請等をさせたとき。

(履行遅延による違約金)

第23条 乙が第3条に定める履行期間内に本業務の履行を完了しなかつた場合は、甲は遅延した期間の日数に応じ、契約金額の相当する額に本契約締結時点における「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)」に定める遅延利息の率を乗じて計算して得た額を違約金として乙から徴収するものとする。

- 2 前項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

(端数処理)

第24条 第21条及び第23条に基づく計算にかかる計算結果に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、本契約において特に定めのある場合は、除くものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、本業務に際し甲に損害(個人情報の漏えい等により第三者に及ぼした損害を含む。)を与えた場合は、甲に対し、損害を賠償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合及び甲の責に帰する理由による場合はこの限りでない。

(相殺)

第26条 第23条及び第25条に定める金額は、乙に支払う代金と対当額にて相殺することができる。ただし、この上なお損害があるときは、乙は甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(事情変更における支払)

第27条 乙は、第14条第1項ないし第3項の規定による事情変更の場合、又は第22条第1項の規定により甲の都合により契約が解除された場合は、甲に対して、既に経過した期間における本業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合には第20条及び第21条の規定を準用するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する一切の紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理するものとする。

(約定外の協議)

第29条 この契約で定めのない事項で、なお、必要な事項がある場合、甲乙協議の上、その都度定める。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取県鳥取市立川町6丁目176
鳥取県国民健康保険団体連合会
理事長 伊木 隆司

乙 住所
会社名
代表者

(別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、委託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、委託業務が終了したとき、又は甲の求めがあるときは、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等の全部を甲に返還し、又は記録媒体等から消去しなければならない。

(事故発生時における報告等)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

(別記2)

機密情報特記事項

(定義)

- 第1条 本特記事項において「本業務」とは、乙が甲から受注した「業務委託契約書」頭書記載の業務をいう。
- 2 本特記事項において「本機密情報」とは、本業務を通じて、乙が甲から開示を受けた一切の情報を意味し、次に掲げるものをいう。
- (1) 甲から乙に貸与された一切の資料
 - (2) 前号の複製・要約・その他二次的資料
 - (3) 電子メールやFAX、郵便物、電子掲示板などの内容および通信履歴
 - (4) 本業務遂行に際し作成された一切の資料
 - (5) 上記に含まれる個人情報
- 3 前項の情報のうち、以下に該当する情報は、本機密契約の適用外とする。
- (1) 乙が甲より開示を受けた時点で、既に公知となっている情報
 - (2) 乙の故意や過失によらず開示後に、適法に公知となった情報
 - (3) 甲が乙に公表することを文書により承諾した情報
 - (4) 乙が機密保持義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報
 - (5) 乙が甲より開示を受けた時点で、乙が機密保持義務を負うことなく既に入手していた情報

(機密保持)

- 第2条 乙は、本契約に関して知り得た一切の機密(公知のもの、又は乙の責に帰すことのできない事由により公知になったものを除く。)を第三者に公表、又は漏洩してはならないものとする。
- 2 乙は、自己の責任において担当技術者に前項の義務を遵守させるものとする。
- 3 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。

(目的外使用・提供の禁止)

- 第3条 乙は、本機密情報を甲への本業務の目的にのみ使用し、これらを他の目的に用いること、又第三者に提供してはならない。

(機密資料の管理義務)

- 第4条 乙は、本業務に関して取得した本機密情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の本機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 乙は、契約期間が過ぎた後速やかに、本機密情報を甲に返却するか、甲の指示により破棄するものとする。

(事故発生時における報告等)

- 第5条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立ち入り調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。